

益城町子ども・子育て会議設置要綱

第 号
平成 25 年 月 日

(目的)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項 3 号に規定する事務を処理するため、益城町■■■条例（平成■年■月益城町条例第■号）第■条第■項の規定に基づき、同条第 1 項の■■福祉審議会（以下「審議会」という。）に益城町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 会議の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の案について意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援事業計画に係る事項のうち、審議会の会長（以下「会長」という。）が必要と認めること。

(委員)

第 3 条 会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者等■名以内
- (2) 町民等■■名以内
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、会議議長が必要と認めるもの若干名

(部会長及び副部会長)

第 4 条 会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、委員の互選によって充てる。
- 3 副議長は、議長の指名する委員をもって充てる。
- 4 議長は、会議を招集し、会議の事務を掌理し、調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第 5 条 会議の庶務は、子ども課において処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が副議長と協議し定める。

附則

この要綱は、平成 25 年 月 日から施行する。